

11 農業経営

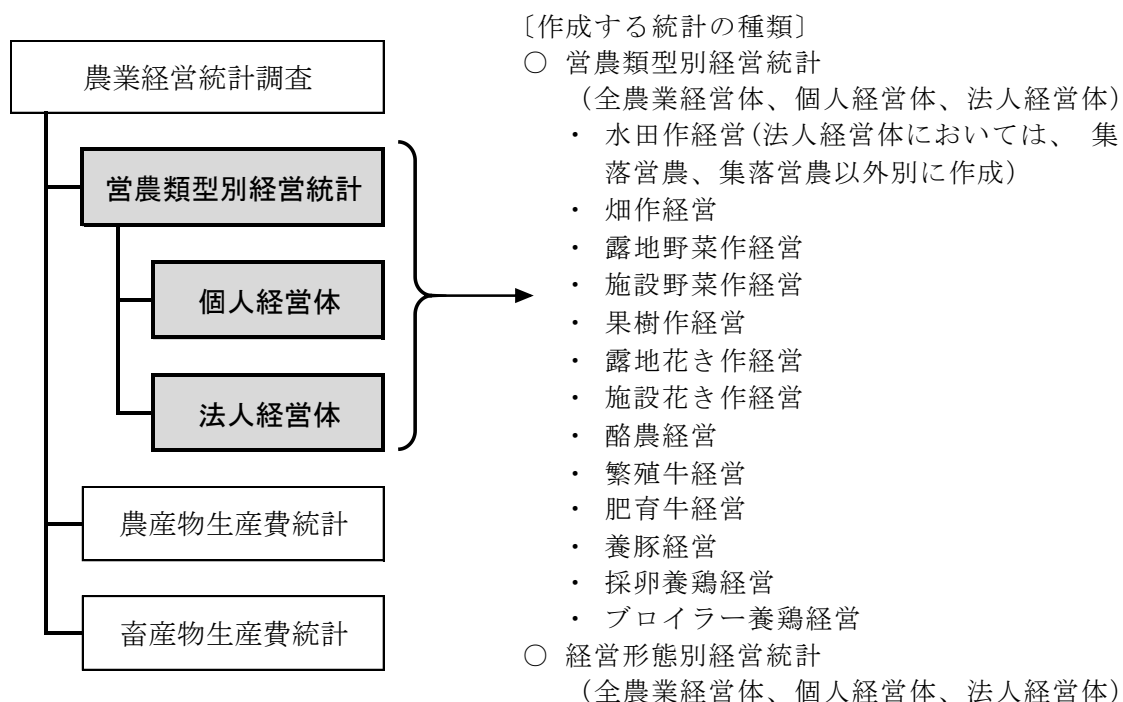
【解説】

ここには「農業経営統計調査」から、「営農類型別経営統計（個人経営体）」及び「経営形態別経営統計（全農業経営体、個人経営体、法人経営体）」結果について収録した。

なお、営農類型別経営統計については、「水田作経営」、「野菜作経営」、「果樹作経営」、「酪農経営」及び「肥育牛経営」の集計結果をそれぞれ掲載した。（野菜作経営は、露地野菜作経営と施設野菜作経営を集計した。）

1 調査の概要

(1) 調査の体系



注：1 全農業経営体とは、個人経営体と法人経営体を合わせて集計したものである。

2 経営形態別経営統計は、13の営農類型にこれら営農類型に属さないその他経営を加えて集計したものである。

(2) 調査の対象

2015年農林業センサスの農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とする経営体（農作業の受託事業のみを行う農業経営体を除く。）を対象とした。

営農類型の種類	営農類型の分類基準
水田作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営

野菜作経営	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	花きの販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	上記の営農類型に分類されない経営

(3) 調査期間

ア 個人経営体

調査の期間は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間である。

イ 法人経営体

調査の期間は、調査対象経営体ごとに平成31年4月から令和2年3月までの間に迎えた決算期の終了月前1年間である。

(4) 調査方法

原則として、職員又は統計調査員が調査票を配布し、調査対象経営体が記入し、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により回収した。

なお、調査対象経営体が作成している決算書類等について、協力が得られる場合には、調査票の提出に代えて、当該書類を郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により提供を受けた。

2 統計利用上の留意事項

掲載している数値は、2020年農林業センサス結果の概要（概数値）（令和2年11月27日）等に基づき復元集計した概数値である。また、東北計の数値については、目標精度の設定を可能とする調査対象数を確保していないことから、事例として活用されたい。

3 用語の解説

事業収入	1年間事業を行ったことにより得られた総収益額（売上高）をいい、農業収入、農業生産関連事業収入及び農外事業（林業、漁業、商工業等）収入の合計である。
事業支出	事業収入を得るために、直接的に要した費用（生産原価）及び間接的に関係する事務、営業活動等に要した費用（販売費及び一般管理費）の合計をいい、農業支出、農業生産関連事業支出及び農外事業（林業、漁業、商工業等）支出の合計である。
農業粗収益	1年間の農業経営によって得られた総収益額をいい、農業現金収入（農産物の販売収入）、現物外部取引価額（現物労賃及び物々交換によって支払手段とした農産物等の評価額）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額（家計消費に仕向けられた自家生産農産物の評価額）、年末未処分農産物の在庫価額、共済・補助金等受取金等の合計額から、年始め未処分農産物の在庫価額を控除した金額である。
作物収入	水田作、畑作、野菜作、果樹作、花き作等に係る農業経営により生産された農産物から得られた収入をいう。
畜産収入	酪農、肉用牛、養豚、採卵養鶏、ブロイラー養鶏等に係る農業経営により生産された農産物から得られた収入をいう。
農作業受託収入	所有する農機具等を使用して、他の農業経営体の農作業を請け負って得られた収入をいう。なお、手作業や委託者が保有する農機具等を使用した場合の収入は含まない。
共済・補助金等受取金	各種農業共済や農業に関する制度受取金等を合計したものをいう。
農業経営費	農業粗収益を得るために要した資材や料金の一切をいい、次に掲げる項目（括弧内は従前の調査体系の用語）により分類した。
租税公課	農業生産に係る固定資産税、自動車税、印紙税、支払消費税等のほか組合・部会費等が該当する。

種苗費 (種苗・苗木)	種もみ、種いも、その他農産物の種子、苗類等の購入費用が該当する。
もと畜費 (動物)	肥育・育成用のもと畜、雛等の購入費、種付料金等のほか、買付けに要した費用（運賃、手数料、輸送保険料等）が該当する。
肥料費	硫安、石灰窒素等の化学肥料、尿素、大豆かす等の有機肥料、土壌改良剤等が該当する。
飼料費	配合飼料、牧草のほか、給餌目的のえん麦、わら、カルシウム等が該当する。
農薬衛生費 (農業薬剤費)	ほ場への散布や、家畜に投与する農薬のほか、共同防除費も該当する。
諸材料費	被覆用ビニール、鉢、なわ、釘、針金等の購入費用が該当する。
動力光熱費 (光熱動力費)	農業生産に係る電気、ガス、水道等の料金、ガソリン、軽油、灯油等の燃料費が該当する。
農具費	取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の農具の購入費用が該当する。
作業用衣料費	作業服、軍手、長靴、地下足袋等の購入費用が該当する。
修繕費	農業生産用の固定資産の修理に要した費用が該当する。
減価償却費	農業生産用の固定資産の減価償却費が該当する。
雇人費 (農業雇用労賃)	従業員（常雇、臨時雇）及び農業に従事した有給役員に対する給料、賞与、福利厚生費をいう。ただし、個人経営における農業専従者に対する給与は含まない。
利子割引料 (負債利子)	借入金の利息や受取手形の割引料が該当する。
地代・賃借料	地代には、農地・農業用施設の地代が該当し、賃借料には、農業用建物の家賃、農機具等の賃借料、農協の共同施設利用料等が該当する。
農業生産関連事業収支	経営体が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、貸し農園等の1年間の農業生産関連事業の収支をいう。
自営農業労働時間	農業及び農作業受託に関わる労働時間をいう。

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準以上の農業

(農業経営体の外形基準)

- | | |
|--------------|---|
| ①露地野菜作付面積 | 15 a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 m ² |
| ③果樹栽培面積 | 10 a |
| ④露地花き栽培面積 | 10 a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250 m ² |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 |
| ⑪その他 | 調査期間の開始日前1年間に
おける農業生産物の総販売額が50万円
に相当する事業の規模 |

個人経営体

世帯による農業経営を行う農業経営体のうち、法人格を有しない経営体をいう。

法人経営体

法人化して事業を行う経営体をいい、具体的には会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社、合名・合資会社及び合同会社並びに農業協同組合法（平成22年法律第132号）に基づく農事組合法人等が該当する。

全農業経営体

個人経営体及び法人経営体を合わせた総称である。

経営収支

営業利益＝事業収入－事業支出
 農業所得＝農業粗収益－農業経営費
 農業生産関連事業所得＝農業生産関連事業収入－農業生産関連事業支出

分析指標

付加価値額（事業）＝（事業収入＋制度受取金）－（事業支出－（農業の雇人費＋農業の地代・賃借料＋農業の利子割引料＋農業生産関連事業の雇人費））

売上高付加価値率＝（付加価値額÷事業収入）×100

農業依存度＝農業所得÷（農業所得＋農業生産関連事業所得＋営業利益（農外））×100

農業所得率＝農業所得÷農業粗収益×100

	$\text{農業付加価値額} = \text{農業粗収益} - [\text{農業経営費} - (\text{雇人費} + \text{地代} \cdot \text{賃借料} + \text{利子割引料})]$
	$\text{農業付加価値率} = \text{農業付加価値額} \div \text{農業粗収益} \times 100$
	$\text{農業固定資産装備率} = \text{農業固定資産額} \div \text{自営農業労働時間} \times 1,000$
	$\text{農業従事者一人当たり農業所得} = \text{農業所得} \div \text{農業従事者数}$
	$\text{家族農業労働1時間当たり農業所得} = \text{農業所得} \div \text{家族農業労働時間} \times 1,000$
	$\text{農業固定資産千円当たり農業所得} = \text{農業所得} \div \text{農業固定資産額} \times 1,000$
	$\text{経営耕地面積10a 当たり農業所得} = \text{農業所得} \div \text{経営耕地面積} \times 10$
	$\text{搾乳牛1頭当たり農業所得} = \text{農業所得} \div \text{月平均搾乳牛飼養頭数}$
	$\text{肥育牛1頭当たり農業所得} = \text{農業所得} \div \text{肥育牛販売頭数}$
	$\text{労働生産性（事業）} = \text{付加価値額（事業）} \div \text{事業従事者数}$
	$\text{労働生産性（農業）} = \text{付加価値額（農業）} \div \text{農業従事者数}$
	$\text{自営農業労働1時間当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{自営農業労働時間} \times 1,000$
	$\text{農業固定資産千円当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{農業固定資産額} \times 1,000$
	$\text{経営耕地面積10a 当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{経営耕地面積} \times 10$
	$\text{搾乳牛1頭当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{月平均搾乳牛飼養頭数}$
	$\text{肥育牛1頭当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{肥育牛販売頭数}$
経営の概要	経営耕地面積＝田＋普通畑＋樹園地＋牧草地 自営農業労働時間＝農業及び農作業受託に関わる労働時間 農業固定資産額＝建物＋農機具＋自動車＋植物＋牛馬の農業資産額 注：土地を除く。なお、建物、農機具及び自動車については年内購入額(農業)を含む。
流動負債	買掛未払金、短期借入金、前受金、預り金、貸倒引当金、その他の流動負債が該当する。

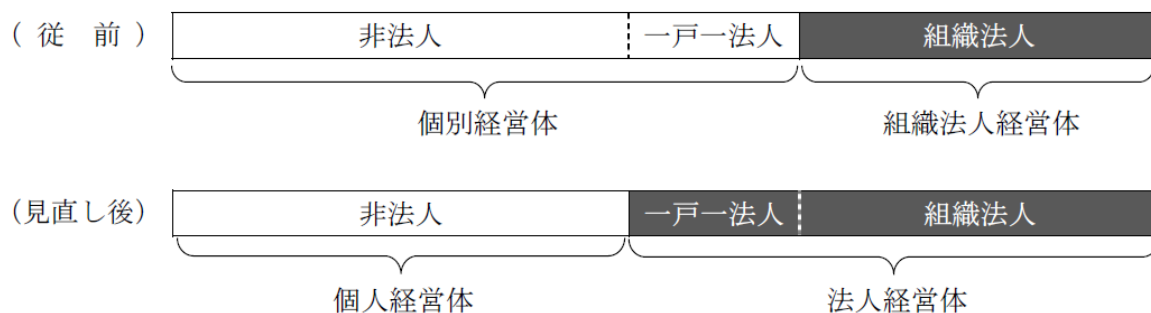
4 調査体系等の見直し

本統計は、令和元年調査から、①法人化の動きが進展する農業経営の実態を的確に把握するため調査対象区分（農業経営体の区分）の見直し、②報告者負担の軽減及び調査の効率化の観点から青色申告決算書等の税務申告資料を転記する調査票に変更する等の見直しを行っており、主な変更点は次のとおりである。

(1) 調査対象区分の見直し

営農類型別経営統計では、農業経営における法人化推進の動きを踏まえ、従前の個別経営体に含まれていた一戸一法人を組織法人経営体に統合し、新たに個人経営体と法人経営体の区分に変更した。

(2) 新旧調査対象区分の比較



注：法人経営体のうち組織法人は、農事組合法人及び会社組織による経営体をいう。

(3) 調査対象品目の追加

税務申告資料を転記する調査票への変更を行ったことに伴い、「栽培きのか類」を生産する事業については、税務申告上、農業の範疇に分類されることから、令和元年調査からは、栽培きのか類を調査対象（その他経営）に追加した。

なお、「天然のか類」を採取する事業については、税務申告上、林業に分類されることから調査対象としなかった。

(4) 税務申告資料の活用

個人経営体、法人経営体ともに調査項目及び表章項目を会計基準に則った項目に統一し、調査票を税務申告資料から転記する形式に変更した。これにより農業における経営収支を他産業と比較することが可能となった。

具体的には、従来、個別経営体と組織法人経営体で統一されていなかった調査項目及び表章項目の名称を、原則、税務申告資料における「事業収支の概要」や「損益計算書」の各項目の名称に統一した。

また、従来、個別経営体と組織法人経営体の両者を比較するため、組織法人経営体において労務費、地代、人件費及び負債利子を構成員帰属分とそれ以外に区分して把握していたが、統一項目での把握となったことから、構成員帰属分とそれ以外とを区分せずに把握するよう変更した。